



当事業者が提供する居宅介護支援の内容に関し、
あなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者(法人)の概要

事業者名称	有限会社 庵原屋
所在地	静岡市清水区江尻町4番41号
電話	054-367-0106
FAX	054-363-6867
代表者名	代表取締役 鈴木敏博

2 事業所の概要

事業所名	ケアマネジメント庵原屋日和館
所在地	同上
電話	054-388-9660
管理者の名前	福本隆英
介護保険事業所番号	2274205596
指定年月日	2016年12月15日
指定更新年月日	2022年12月14日
事業の実施地域	静岡市

3 事業者の職員の体制

管理者兼介護支援専門員	1名
介護支援専門員	1名

2021年 4月 1日現在

4 サービスの提供時間

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

5 提供する居宅介護支援サービスの内容・提供方法

- ① 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成
ケアプラン作成では、複数の指定居宅サービス事業者をご利用者に紹介するように努めます。
- ② あなたは前記の計画にある、指定居宅サービス事業者を選定した理由の説明を、担当の介護支援専門員に求めることができます。
- ③ あなたが病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるようお願いいたします。
- ④ サービス提供事業者との連絡調整を行います。
- ⑤ 市町村、保険医療福祉サービス機関との連絡調整を行います。
- ⑥ サービス利用時の苦情の受付をします。
- ⑦ 要介護等認定の申請の代行をします。

6 費用(1単位 10,42 円)

①居宅介護支援費(1月につき)

居宅介護支援費(Ⅰ)	(一) 要介護1~2	1076単位
	(二) 要介護3~5	1398単位

②初回加算 300単位

新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算する。

③入院時情報連携加算

利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合は、以下の区分に従い、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 入院時情報連携加算(Ⅰ)	利用者が病院又は診療所に入院してから三日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。	200単位
ロ 入院時情報連携加算(Ⅱ)	利用者が病院又は診療所に入院してから四日以上七日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。	100単位

④退院・退所加算

病院若しくは診療所に入院していた者又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設に入所していた者が退院又は退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合には、以下の区分に従い、入院又は入所期間中につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定する場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、初回加算を算定する場合は、当該加算は算定しない。

イ 退院・退所加算(Ⅰ)イ	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること。	450単位
ロ 退院・退所加算(Ⅰ)ロ	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより一回受けていること。	600単位
ハ 退院・退所加算(Ⅱ)イ	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により二回以上受けていること。	600単位
ニ 退院・退所加算(Ⅱ)ロ	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を二回受けており、うち一回以上はカンファレンスによること。	750単位
ホ 退院・退所加算(Ⅲ)	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を三回以上受けており、うち一回以上はカンファレンスによること。	900単位

⑤ターミナルケアマネジメント加算 400単位

在宅で死亡した利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)に対して、厚生労働大臣が定めた下記の基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定居宅介護支援事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりで、ケアマネジメント庵原屋日和館はこの基準に適合しています。

居宅介護支援費に係るターミナルケアマネジメント加算の基準ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、二十四時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備していること。

⑥(看護)小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位

居宅介護支援事業所の利用者が、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の利用へと移行する際に、円滑に移行できるよう、介護支援専門員の取り組みを評価する加算です。

⑦緊急時等居宅カンファレンス加算 200単位

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に、利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合、利用者一人につき1月に2回を限度として所定単位数を加算する。

- 要介護の認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。
- 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納により、支援事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用料をお支払いいただくこともあります。
- 通常の事業実施地域を越えて指定居宅介護支援を行う場合、実費の交通費あるいは、自動車使用では1kmにつき50円の交通費を徴収します。

7 ケアプランの訪問介護等の利用状況

当事業所のケアプランの訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

8 サービス内容に関する苦情・個人情報の開示請求等相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

窓 口	苦情解決責任者	鈴木和佳子	苦情受付担当者	福本隆英
電話番号	054-388-9660 (平日8:30~17:30)			

(2) 苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

①	静岡県国民健康保険団体連合会	054-253-5590	平日8:30~17:00
②	静岡市 高齢者福祉課	054-221-1201	平日8:30~17:15
③	静岡市 介護保険課	054-221-1377	

9 お願い

支援介護事業者が交付する契約書・重要事項説明書・サービス利用表等の、介護に関する書類は、大切に保管してください。

以上のとおりケアマネジメント庵原屋日和館 利用契約書を締結するため、この重要事項説明書により説明を行い、これを証明するため利用者及び事業者の説明者が記名・押印の上、それぞれ1部ずつ保有します。

年 月 日

利用者 私は重要事項説明書の説明を受けました。
 住所
 氏名 (印)

代理人 私は重要事項説明書の説明を受け、利用者本人に確認しました。
 利用者本人の意思を確認して、本人の代わりに上記に署名を行いました。
 住所
 署名 氏名 (印)
 代行者
 本人との続柄

事業者説明者 私は利用者及び代理人に、重要事項説明書の説明を行いました。
 住所 静岡市清水区江尻町4番41号
 ケアマネジメント庵原屋日和館 介護支援専門員
 説明者 (印)

担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)

あなたを担当する介護支援専門員は以下ですが、やむを得ない事由で変更する場合は、事前に連絡致します。

1	氏名	054-388-9660
	連絡先	
2	氏名	
	連絡先	